

バラスト管の配置の年次検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び D 編
鋼船規則検査要領 B 編及び D 編
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）
鋼船規則検査要領 A 編
（日本籍船舶用）
旅客船規則
（外国籍船舶用）

改正理由

IMO は、SOLAS 条約等の条約及び関連するコードによる定期的検査の詳細について「検査と証書の調和システム (HSSC) に基づく検査ガイドライン」(以下、HSSC 検査ガイドライン) を策定している。また、IACS は、IACS 統一規則 Z1 において、当該ガイドラインに示される検査項目の中から船級要件として必要と考えられる要件を定めており、本会は、統一規則 Z1 に基づき、関連規定を本会規則に取入れている。

2021 年 12 月に開催された IMO 第 32 回総会において、最新の条約及びコードの要件に合致した検査項目とするよう当該ガイドラインの改正が行われ、総会決議 A.1156(32)として採択された。これに関連して、IACS は、統一規則 Z1 の見直しを行い、2022 年 7 月に IACS 統一規則 Z1(Rev.9)として採択した。

今般、IACS 統一規則 Z1(Rev.9)に基づき、バラスト管の配置の年次検査に関する規定を改める。

また、上記の改正に関連し、鋼船規則 D 編における燃料油タンクとバラストタンクの兼用に関する規定の見直しを行い、現状に即した要件となるよう改める。

改正内容

- (1) バラスト管の配置の年次検査に関する要件を規定する。
- (2) 燃料油タンクとバラストタンクの兼用に関する要件を改める。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

3 章 年次検査

3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.2 現状検査*

表 B3.2 を次のように改める。（日本籍船舶用）

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
(1 から 26 は省略)	
27 バラスト管の配置	(1) バラスト管系が燃料油タンクに連結されていないことを確認する。ただし、D 編 13.5.1-11 に従い、適切な措置が講じられている場合はこの限りでない。
タンカー，危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
278 管装置	(1) 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について，現状良好であることを確認する。 (2) 船体と貨物管装置（貨物管，ベント管，タンク洗浄管等）との接地について，現状良好であることを確認する。
289 貨物タンク	(1) 貨物タンクの開口及びそのガスケット，蓋，縁材及びスクリーンについて，現状良好であることを確認する。 (2) 貨物タンクに備える PV 弁及び火炎侵入防止装置について，現状良好であることを確認する。 (3) 貨物タンクの通気装置，貨物タンクのパージ及びガスフリー装置並びその他の通気装置について，現状良好であることを確認する。 (4) 船体と貨物タンクとの接地について，現状良好であることを確認する。
2930 火炎侵入防止金網	(1) 実行可能な限り，燃料油タンク，オイリーバラストタンク，オイリースロップタンク及びボイドスペースの空気管の火炎侵入防止金網について，現状良好であることを確認する。
301 安全な交通のための設備	(1) 船首への安全な交通のための設備について，現状良好であることを確認する。
342 非常曳航設備	(1) 載貨重量が 20,000 トン以上の船舶に備える非常曳航設備について，現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
323 貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について，現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
334 貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について，現状良好であることを確認する。
コンテナ運搬船に対する追加要件	
345 強力甲板及びハッチサイドコーミング（頂板及び縦通防撓材を含む）の船体ブロック間のバット継手	(1) C 編 32.13 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船にあつては，実行可能な範囲で，現状良好であることを確認する。

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

表 B3.2 を次のように改める。(外国籍船舶用)

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
(1 から 25 は省略)	
26 バラスト管の配置	(1) バラスト管系が燃料油タンクに連結されていないことを確認する。ただし、D 編 13.5.1-11 に従い、適切な措置が講じられている場合はこの限りでない。
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
267 管装置	(1) 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 船体と貨物管装置（貨物管、ベント管、タンク洗浄管等）との接地について、現状良好であることを確認する。
278 貨物タンク	(1) 貨物タンクの開口及びそのガスケット、蓋、縁材及びスクリーンについて、現状良好であることを確認する。 (2) 貨物タンクに備える PV 弁及び火炎侵入防止装置について、現状良好であることを確認する。 (3) 貨物タンクの通気装置、貨物タンクのパージ及びガスフリー装置並びその他の通気装置について、現状良好であることを確認する。 (4) 船体と貨物タンクとの接地について、現状良好であることを確認する。
289 火炎侵入防止金網	(1) 実行可能な限り、燃料油タンク、オイルバラストタンク、オイルスロップタンク及びボイドスペースの空気管の火炎侵入防止金網について、現状良好であることを確認する。
2930 安全な交通のための設備	(1) 船首への安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。
301 非常曳航設備	(1) 載貨重量が 20,000 トン以上の船舶に備える非常曳航設備について、現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
342 貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
323 貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
コンテナ運搬船に対する追加要件	
334 強力甲板及びハッチサイドコーミング（頂板及び縦通防撓材を含む）の船体ブロック間のバット継手	(1) C 編 32.13 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船にあつては、実行可能な範囲で、現状良好であることを確認する。

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

3.2.7 を次のように改める。(日本籍船舶用)

3.2.7 圧力試験

タンカー及び危険化学品ばら積船の年次検査において、表 B3.2 第 278 項の現状検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該管装置の圧力試験を行う。

3.2.7 を次のように改める。(外国籍船舶用)

3.2.7 圧力試験

タンカー及び危険化学品ばら積船の年次検査において、表 B3.2 第 267 項の現状検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該管装置の圧力試験を行う。

D 編 機関

13 章 管艙装

13.5 ビルジ管装置及びバラスト管装置

13.5.1 一般*

-11.を次のように改める。

~~-11. 燃料油タンクとバラストタンクを兼用する場合には、燃料油とバラストが混合することを防止するために、燃料油積載時にはバラスト管に、バラスト積載時には燃料油管にブランクフランジ又はスプールピースを設ける等の措置を講じなければならない。この場合には、海洋汚染防止のための構造及び設備規則にもよらなければならない。バラスト管系は、燃料油タンクに連結してはならない。ただし、バラスト管系の構造を考慮し、本会が適当と認める場合はこの限りでない。~~

13.9 燃料油管装置

13.9.1 を次のように改める。

13.9.1 一般*

(-1.から-4.は省略)

~~5. 燃料油とバラストを交互に積む区画を持つ船舶にあっては、一区画のバラストを吸引又は排出中でも、他の区画の燃料油を吸引できるように配管しなければならない。ただし、通常の航海状態で少なくとも 12 時間連続して航海することができる燃料油を蓄えるセツトリングタンク又はサービスタンクを装備する船舶にあってはこの限りでない。この場合、海洋汚染防止のための構造及び設備規則にもよらなければならない。~~

~~65. 船舶の推進に必要な機関の燃料油管装置には、燃料の種類に応じてサービスタンクを 2 個設けるか、又は、同等な設備を備えなければならない。~~

~~76. 前65.の規定により備える燃料油サービスタンクは、主機を連続最大出力並びに発電装置を常用負荷にて少なくとも 8 時間維持できる容量を有するものでなければならない。~~

~~87. 燃料油管装置については、本 13.9 の規定に加え、R 編 4.2 の規定にもよらなければならない。~~

25 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される機関の特例

25.2 特例の内容

25.2.1 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶

-4.(6)を次のように改める。

-4. 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、-1.から-3.によるほか、次によることができる。

- (1) 1.3.1-5.の規定は適用しなくても差し支えない。
- (2) 1.3.8 の規定は適用しなくても差し支えない。(国際航海に従事しない船舶に限る。)
- (3) 1.3.9 の規定は適用しなくても差し支えない。
- (4) 5.2.4-3.に定める通常航海に支障のない適当な装置は、航海可能な速力が得られるクランチを固定する緊急固定ボルトに代えることができる。
- (5) 7.2.2-8.に定める通常航海に支障のない適当な装置は、航海可能な速力が得られるピッチ固定装置をもって、代替することができる。
- (6) 13.5.10, 13.6.1-6., 13.8.5, 13.9.1-~~65~~及び 13.9.1-~~76~~の規定は適用しなくても差し支えない。

「旅客船規則」の一部を次のように改正する。

5 編 機関

4 章 航路を制限される船舶に施設される機関の特例

4.2 特例の内容

4.2.1 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶

-4.(8)を次のように改める。(外国籍船舶用)

-4. 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であつて、かつ、国際航海に従事しない船舶にあつては、前-1.から-3.によるほか、次によることができる。

((1)から(7)は省略)

(8) 鋼船規則 D 編 13.6.1-5., 13.9.1-~~65.~~及び 13.9.1-~~76.~~の規定は適用しなくても差し支えない。

((9)から(17)は省略)

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.1.1 適用

表 A1.1.1-1.を次のように改める。（日本籍船舶用）

表 A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
(省略)		
船舶機関規則関連		
使用する燃料油の種類ごとに二以上の燃料油常用タンク	規則 D 編 13.9.1- 65 .	規則 D 編 25.2.1-4.(6)を適用できる。

B 編 船級検査

B3 年次検査

B3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

B3.2.2 現状検査

-7.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-7. 規則 B 編表 B3.2 第 ~~278~~ 項及び第 ~~289~~ 項の規定の適用上，貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合及び検査員が必要と認めた場合には当該箇所の接地抵抗を測定し，その値が $1 M\Omega$ 以下であることを確認する。ただし，適正な測定記録が保持されており，検査員が差し支えないと認める場合には，この測定を省略することができる。

-7.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-7. 規則 B 編表 B3.2 第 ~~267~~ 項及び第 ~~278~~ 項の規定の適用上，貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合及び検査員が必要と認めた場合には当該箇所の接地抵抗を測定し，その値が $1 M\Omega$ 以下であることを確認する。ただし，適正な測定記録が保持されており，検査員が差し支えないと認める場合には，この測定を省略することができる。

D 編 機関

D13 管艙装

D13.5 ビルジ管装置及びバラスト管装置

D13.5.1 一般

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 D 編 13.5.1-11.にいう「本会が適当と認める場合」とは、適当な処理能力を有する油水分離器を設ける場合又はバラスト水の海洋への排出口を有しない場合（油に汚れたバラスト水をすべて陸上施設等へ排出する場合）をいう。

D13.9 燃料油管装置

D13.9.1 一般

-3.を次のように改める。

-3. 規則 D 編 13.9.1-~~65~~.にいう「サービスタンク」とは、直ちに機関に使用できる品質の燃料油であって、機関の製造所が指定した仕様に適合するもののみを貯蔵するタンクをいう。この場合、当該タンクは他の目的に使用するものであってはならず、かつ、サービスタンクであることを明示したものとすること。